

議案第 15 号

大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例及び大田原市立学校職員のサービスの宣誓
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例及び大田原市立学校職員のサービスの宣誓に関する
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例及び大田原市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削る。

第2条の見出し中「職員のサービスの」を削り、同条第1項中「任命権者の面前において別記様式の宣誓書に署名してからでなければ、そのサービスを」を「別記様式の宣誓書に署名し、これを任命権者に対し提出してからでなければ、その職務を」に改める。

第3条の見出し中「権限の」を削り、同条中「定めることができる。」を「別に定める。」に改める。

(大田原市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削る。

第2条の見出し中「職員のサービスの」を削り、同条中「教育委員会又は教育委員会の定める上級の公務員の前において、別記様式の宣誓書に署名してからでなければ」を「別記様式の宣誓書に署名し、これを教育委員会に提出してからでなければ」に改める。

第3条の見出し中「権限の」を削り、同条中「定めることができる。」を「別に定める。」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。